

別紙様式1

法令適用事前確認手続 照会書

平成 29 年 2 月 28 日

入国管理局参事官室長 殿

照会者名

住所

下記について照会します。なお、照会及び回答内容(下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。)が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第 9 条第 1 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

ペルー国籍の永住者とフィリピン国籍者との婚姻が、法の適用に関する通則法 24 条 2 項により、婚姻挙行地の法である日本国法の方式に基づき、婚姻届が受理されました。本邦の婚姻届受理証明書及びペルー国官憲が発行する婚姻証書の準備はできていますが、フィリピン国の官憲が発行する婚姻証明書の取得には数年間要する事が予想されるため現時点においては用意できません。

しかし既に二人の間には長男が生まれているなど婚姻の実体があり、フィリピン国籍者が、事業活動を含む、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」といいます。)別表第2の「永住者の配偶者等」としての活動を本邦において行うため、入管法 9 条 1 項の上陸許可を得る必要があります(なお、その前提として、入管法7条の2第1項に基づき、「永住者の配偶者等」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う予定です)。入管法9条1項の上陸許可を得るにあたっては、「永住者の配偶者等」に係る在留資格該当性が認められる必要があります(入管法7条1項2号)。

3 上記1の法令(条項)の適用に対する照会者の見解及びその根

入国・在留審査要領は、第 12 編第 29 節「永住者の配偶者等」第1 2(1)(注1)において、「永住者の配偶者等」に係る在留資格該当性の意義について、「配偶者」とは現に婚姻関係中の者をいうこと、及び、婚姻は法的に有効な婚姻であることを要することを記載しているところ、ここでいう「法的に有効な婚姻」とは、異性婚の場合は、法の適用に関する通則法 24 条に照らし有効であること(法の適用に関する通則法24条に基づく実質的要件及び形式的要件を満たすこと)を意味するのであって、例えば、一方当事者が属する国の官公署から当該婚姻を証する書面が発行されていないということのみをもって、「法的に有効な婚姻」ではない(「永住者の配偶者等」に係る在留資格該当性がない)ということにはならない。

4 公表の延期の希望(※ 本項については, 希望がない場合は記載する必要はありません。)

(1) 理由

(2) 公表可能時期

5 口頭による回答の可否(※ 口頭の場合, 書面による場合より迅速な回答が可能です。)

否

6 照会者名の公表を 希望しません

7 連絡先

(1) 郵便番号 [REDACTED]

(2) 住所 [REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4) 電話番号 [REDACTED] FAX番号 [REDACTED]

(5) 電子メールアドレス [REDACTED]